

被災者の命と健康、生活再建を支える基盤整備のために

—全社協「災害時福祉支援活動に関する検討会」提言の概要—

令和元年9月30日 全国社会福祉協議会

1. 災害時福祉支援活動とは

- 「災害時福祉支援活動」とは、発災後、様々な福祉的課題を有する被災者に対する福祉サービスの提供や日常生活支援、生活再建への寄り添い型の相談支援、災害ボランティア活動等の総称。

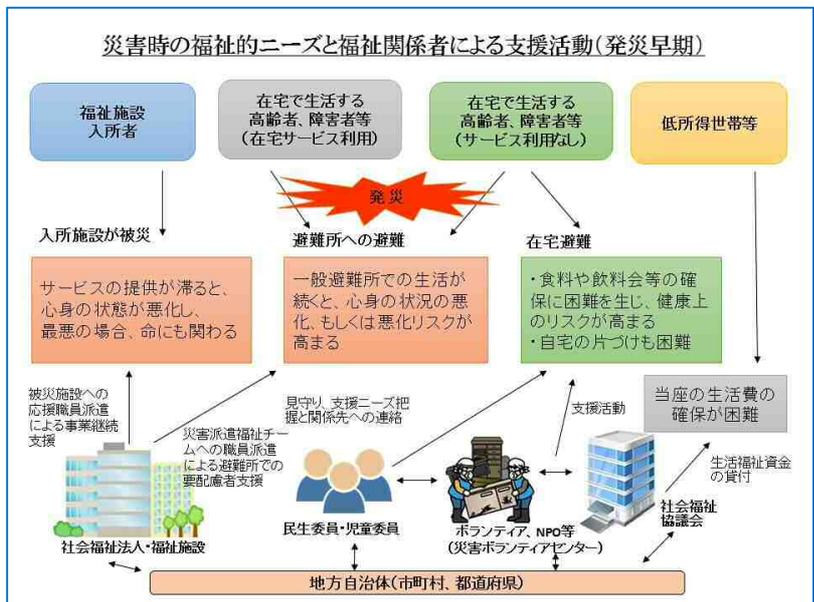
※災害時福祉支援活動は、地域福祉の担い手である社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、社会福祉協議会(社協)をはじめ、ボランティア・NPO、日赤、生協等さまざまな団体等、幅広い関係者により提供される。

2. その重要性

- 災害医療は、負傷や疾病等、発災直後の被災者の命の危機を回避することはできても、長期にわたる避難生活や自立的な生活の再建を支えることはできず、**高齢者や障害者をはじめ社会的に弱い立場にある人びとを支えるためには福祉的支援が不可欠。**
- 高齢化が急速に進行する我が国においては、今後、その重要性は一層高まる。**
- 「地域共生社会」実現のためには、災害への備えを一体的に進める必要がある。**

3. 現状と課題

- 災害時福祉支援活動は、災害法制上の位置づけも不明確であり、公的補助も限定的。現状では、その多くは福祉関係者の使命感や自発性に依拠した活動といえる。
- そのため、次のような課題が指摘されており、被災者への支援に直結する課題となっている。
 - ①活動を担う人材の不足
 - ②応援・受援の仕組みの未整備
 - ③自治体間の取り組み格差
 - ④行政や保健・医療関係者等との連携体制の不足
 - ⑤財政基盤の脆弱性



4. 次なる災害に備え早急実現すべき事項(5つの提言)

毎年のように大規模な自然災害が相次ぐなか、次なる災害に備え、災害時福祉支援活動の早急な基盤強化が必要となっている。そのために、まずは以下の事項の実現が不可欠である。

提言1 福祉的支援の拠点整備—「災害福祉支援センター(仮称)」の設置

- 災害時の福祉的支援の総合化を図るとともに、広域支援の拠点を各都道府県、全国に設置する。
- 各センターに知識経験を有する「災害福祉支援専門員(仮称)」を配置し、被災地市町村での助言・指導を担う。

提言2 人材の養成

- 発災後、迅速かつ適切な支援を展開するため、必要な知識経験を有する人材を平時から養成する。
※避難所や災害ボランティアセンターの運営、災害派遣福祉チーム(DWAT)活動等の担い手となる人材の養成

提言3 人的支援の仕組みの構築

- 被災地の人的ニーズに対応するため、都道府県、全国を単位とする広域支援の仕組みを構築する。
※所定の研修修了者等を平時から名簿に登録、災害派遣福祉支援センター(仮称)が派遣調整の事務を担う。

提言4 平時および発災後の活動に関する財政基盤の確立

- 災害時の福祉的支援の重要性に基づく適切な公費負担を含め、活動の財政基盤を確立する。
- 災害福祉支援センター(仮称)設置費、災害ボランティアセンター設置・運営費等について公費負担を含む財源確保。

提言5 災害時福祉支援活動の法定化

- 災害救助法、災害対策基本法等の災害法制において、福祉の支援の明確化を図る。